

吹田市立佐竹台小学校 PTA 規約

第1章 名 称

第1条 本会は、吹田市立佐竹台小学校 P T A という。

第2条 本会は、吹田市立佐竹台小学校に置く。
大阪府吹田市佐竹台4-12-1

第2章 目的及び活動

第3条 本会は、会員相互が協力して学校と家庭と社会との関係を一層緊密にして、児童の健全な成長をはかるように努力する。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員になるよう努力する。
2. 児童の生活指導と福祉に関して協力する。
3. 教育環境の整備と充実のために協力する。
4. その他目的を達成するために必要な活動をする。

第3章 方 針

第5条 本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針に基づき活動する。

1. 本会の本旨に則した他の団体及び機関と協力する。
2. 本会は自主的なものであって、他の如何なる団体の支配干渉を受けてはならない。
3. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
4. 本会、又は本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
5. 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

第4章 会 員

第6条 本会の会員になることができる者は、児童の保護者、教員、その他本会の趣旨に賛同し、実行委員会の承認を得たものとする。

第7条 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、一家庭につき一定

額を毎月納めるものとする。会費は、一家庭月額 250 円とする。

第 8 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 会 計

第 9 条 本会の経費は、会費及び、その他の収入をこれにあてる。会費の額を決定する場合は総会の承認を必要とする。

第 10 条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 11 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員資格、任務、任期

第 13 条 本会の役員は、次の通りにする。

- | | | |
|--------|-----|------------|
| 1. 会長 | 1 名 | 保護者 |
| 2. 副会長 | 2 名 | 保護者 |
| 3. 書記 | 3 名 | 教員 1 保護者 2 |
| 4. 会計 | 3 名 | 教員 1 保護者 2 |

第 14 条 役員を選出は、次の通りとする。

1. 役員は、総会において多数決等の方法により民主的に選出する。
2. 役員に欠員が生じた場合は、実行委員会で処理する。

第 15 条 役員の仕事

1. 会長は、本会の代表会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
3. 書記は、会の記録及び文書関係の庶務を行う。
4. 会計は、会の経理事務にあたり財産を管理する。

第 16 条 役員の仕事は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、再任しても差し支えない。

第7章 会計監査

第17条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査を置く。

第18条 会計監査は必要に応じて随時、会の会計監査を行いその結果を定期総会に報告する。会計監査の選出及び任期は役員に準ずる。

第8章 総会

第19条 総会は、全会員をもって構成された本会の最高決議機関とし、年2回、招集又は書面若しくは電磁的方法により開催する。但し、実行委員会が必要と認めた場合、又は会員の5分の1以上の要求があった場合は、速やかに、招集又は書面若しくは電磁的方法による臨時総会を開かなければならない（以下、総称して『総会』という）。

第20条 総会は、会員総数の5分の1以上出席しなければ、その議事を審議し議決することができない。招集の場合は、委任状を以て代えることができる。

第21条 総会の議決には、出席者の過半数の同意を要する。

第22条 総会を開くには、その目的場所をあらかじめ通知しなければならない。

第23条 総会の議長は、その都度選出する。

第9章 実行委員会

第24条 実行委員会は、本会の役員及び各種委員会の委員長、学級委員の学年代表、学校代表によって構成し、委員の半数以上が出席しなければならない。

第25条 実行委員会の任務は、次の通りとする。

1. 総会の決議事項の運営。
2. 総会に提出する議案の作成ならびに検討。
3. 各種委員会で立案された事業計画の審議検討と、必要事項の処理。

4. 議決は、出席者の過半数以上の同意を要する。

第 26 条 実行委員会は、原則として毎月 1 回、招集又は書面若しくは電磁的方法により開催する。その他会長が必要と認めたとき又は構成員の 4 分の 1 以上の要求があった時は開催する。

第 10 章 委員会

第 27 条 各種委員会には、学級、地区補導、広報、ベルマーク、指名、登録、青対行事があり、その他実行委員会が必要と認めた場合は、特別委員会を設けることができる。

第 28 条 各種委員会の名称及び目的は次の通りとする。

1. 学級委員会・・・会員相互の連携を強化し、児童の学校生活の向上に協力し、他の委員会との緊密な連絡にあたり活動の推進をはかる。
2. 地区補導委員会・・・会員相互の協力により、家庭や社会における児童の自主的校外生活を善導し、その教育的環境の純化をはかる。
3. 広報委員会・・・会員相互の理解を深めるため、情報の伝達と意見の交換につとめる。また、他の関係諸機関や団体との連携をはかる。
4. ベルマーク委員会・・・ベルマーク運動を通して会員相互の協力関係を深めるとともに児童の学校生活の充実や向上につなげる。
5. 指名委員会・・・役員及び会計監査委員の候補者を指名する時には、役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」と言う）を置く。
6. 登録委員会・・・就業などの理由により、平日日中の活動が困難である会員を対象とする。主として、土日・夜間の動員に参加する。
7. 青対行事委員会・・・佐竹台青少年対策委員会主催の行事等の企画、実施を行う。

第 11 章 個人情報の取り扱い

第 29 条 本会の個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法に基づき、

個人情報取扱細則を定め、個人情報の取り扱いを行う。

第 1 2 章 細 則

第 30 条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の決議を経て定める。

第 31 条 実行委員会は、細則を制定又は改廃した場合、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 1 3 章 規約の改正

第 32 条 規約の改定は、総会において多数決によって行うことができる。

付 則

本会は、昭和 38 年 2 月 1 日に結成発足する。

本規約は、昭和 38 年 2 月 15 日から施行する。

本規約（改正）は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 18 年 5 月 14 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 21 年 6 月 10 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 27 年 2 月 21 日から施行する。

本規約（改正）は、平成 30 年 6 月 3 日から施行する。

本規約（改正）は、令和 2 年 2 月 20 日から施行する。

本規約（改正）は、令和 3 年 9 月 27 日から施行する。

本規約（改正）は、令和 6 年 2 月 21 日から施行する。
本規約（改正）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

指名委員会細則

第1条 役員候補者指名委員会

1. 指名委員会は、次の選出方法で選ばれた 8 名で構成する。選出手続きは、実行委員会が行う。

①保護者会員の中から次の通り 6 名を選出する。

(1) 各学級の保護者は、委員選出日において、それぞれ 1 名の学級代表を選出する。

(2) (1)の学級代表の中から互選により、学年に 1 名ずつ計 6 名の学年代表を選出する。

②教員の中から互選により、2 名選出する。

③指名委員会の委員長は、委員の中から互選により選出する。

2. 実行委員会は、指名委員選出後すみやかに委員氏名を全会員に通知する。

3. 指名委員会は、役員選出総会(PTA 指名総会)の少なくとも 15 日前までに、役員及び会計監査委員の候補者の指名を完了する。

4. 指名委員会は、候補者の選考にあたり、一般会員からの立候補及び推薦を含めた広い範囲の対象者を考慮し、調整する。

5. 指名委員会は、候補者の役職、氏名及び児童の学年、組を役員選出総会の少なくとも 10 日前までに全会員に通知する。但し、一つの役職に対し、定数以上の候補者がある時は、選挙管理委員会に候補者名簿を提出する。

6. 選挙管理委員会が構成されない時は、指名候補者名簿を作成し、指名委員長が役員選出総会において提案する。その選任を得たのち、任務を終了する。

7. 指名委員に欠員が生じた時は、必要に応じて 1 項の選出方法、または補充委員より補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

8. 指名委員は、役員及び会計監査委員の候補者及び選挙管理委員になることができない。

第2条 役員選出方法

1. 指名委員会は、一般会員に対して役員及び会計監査委員に立候補を募ると同時に、候補者の推薦を要請する。
2. 一般会員は、指名委員会の指定する期日までに指名委員長に対して、立候補または候補者を推薦する旨、届け出ることができる。立候補者は、候補者名、児童の学年、組、役職名を明記した立候補届を提出することとする。候補者推薦は、立候補届と同様の内容の推薦書を届け出ることとする。
3. 実行委員会は、一つの役職に対し定数以上の候補者のある時は、速やかに選挙管理委員会を構成し、委員名を全会員に通知する。
4. 選挙管理委員会は、実行委員 3 名（うち教員 1 名）を実行委員会の中から互選で選出する。
5. 選挙管理委員会は、役員選出総会の少なくとも 10 日前に、指名委員会が作成した候補者名簿を全会員に公示する。
6. 役員及び会計監査委員は、PTA 指名総会において総会出席者の過半数をもって選出される。但し、各委員候補者の数が定員を満たさない時は、総会出席者の過半数の同意をもって、他の方法により役員を選出することができる。

登録委員会細則

第1条 委員

規約第28条6項に基づく登録委員は、以下に掲げるものであること。

- ・就業等の理由により平日日中の活動が著しく困難な会員であること。

第2条 委員選出

登録委員の選出方法は、以下の通りとする。

- ・第1条に定める会員は、本部の定める方法により申告し、本部の承認をもって選出される。

第3条 委員定数と選出方法

1. 委員の定数は、全体で全校家庭数の1割未満とし、かつ各学年の定数は児童数の1割程度とする。
2. 委員の選出方法は、別途内規により定める方法とする。

第4条 任期

1. 登録委員の任期は、原則として4年間とする。
2. その他やむを得ない事由により、実行委員会が承認した場合はその限りではない。
3. 任期を終了した登録委員は、申し出により任期を延長して登録委員を続ける事が出来る。

第5条 登録委員の任務

登録委員の任務は、土・日曜日に行われる児童向けの地区行事のサポートを主な任務とする。

第6条 登録委員会議・委員長・副委員長・書記

登録委員及び本部役員を構成員として、登録委員会議を設置する。

また、登録委員より立候補もしくは抽選により登録委員長・副委員長・書記を定める。

登録委員長・副委員長の任務は、各委員への連絡・次年度への引継ぎとし、1年間つとめる事で10ポイントを取得したものとする。

書記の任務は、ポイントの管理とし、1年間つとめる事で10ポイントを取得したものとする。

第7条 ポイント・委員履歴

登録委員の動員参加ポイントは、別途定める。

概ね、終日の動員を4ポイントとし、半日は2ポイントとする。

1. 年間5ポイント程度の動員参加を目標とする。
2. 4年間の登録委員活動で合計20ポイントの取得をもって委員履歴1回とする。
3. 第4条3項により延長して登録委員をつとめる場合も、登録委員活動に引き続き協力し、行事に参加するものとする。

第8条 ポイントの持ち越し

取得した全部のポイントを翌年に持ち越せるものとする。

第9条 登録委員活動の休止

やむを得ない事情により、登録委員活動を続ける事が困難な委員は、活動を休止する事が出来る。休止の期間は、延べ1年以内とする。また、事前にPTA本部に届出を要するものとする。

第10条 登録委員の地位の失効

以下の各項目に抵触する場合は、登録委員の資格を失う事もある。

1. 極端に取得ポイントの少ない登録委員。
2. 3年間の登録委員活動で、10ポイントに満たない登録委員。

第11条 細則の変更

改定に際しては、登録委員会議での事前協議・意見交換を行い、規約第30条及び第31条の定めに従う。

付 則

細則の発行 この細則は平成22年4月1日から施行する

この細則（改正）は、平成23年4月1日から施行する。

この細則（改正）は、平成26年4月1日から施行する。

この細則（改正）は、平成28年6月5日から施行する。

この細則（改正）は、令和2年2月20日から施行する。

この細則（改正）は、令和3年3月17日から施行する。

この細則（改正）は、令和6年3月5日から施行する。

内 規

委員の選出方法

1. 毎年度1月または2月に、翌年度の登録委員の選出を以下の手順で行う。
2. 登録委員会の定数は細則第3条第1項のとおりとし、その不足数を新3年生の保護者から募集により選出するものとする。
3. 上記に該当しない保護者から登録委員の希望があった場合は、その都度登録委員長が判断して、PTA本部に報告する。

附則

令和7年度 PTA トライアル運営に関する特別条項

第1条（目的）

本条項は、令和7年度における PTA 運営の試験的運用（以下「トライアル運営」という。）を実施するにあたり、組織の運営方法および意思決定の手順を明確化し、PTA の民主的運営を維持しつつ、円滑な活動を促進することを目的とする。

第2条（運営委員会の設置と役割）

1. 令和7年度のトライアル運営においては、従来の「実行委員会」の役割に代えて「運営委員会」を設置する。
2. 運営委員会は、本部役員および学校関係者、希望する保護者会員（以下「本部応援 team」という。）で構成し、PTA 活動の計画・運営および重要事項の審議・決定を行う。
3. 運営委員会の決議は、従来の実行委員会における決議と同等の効力を持ち、出席者の過半数の承認をもって成立する。
4. 運営委員会は、招集又は書面若しくは電磁的方法により適宜開催する。その他会長が必要と認めたとき又は構成員の4分の1以上の要求があったときは開催する。

第3条（規約改定および総会との関係）

1. PTA 規約の改定を伴う事項については、運営委員会での議決を経た上で、総会の承認を得るものとする。
2. 運営委員会の審議結果および決定事項は、会員に対し適宜報告し、意見を求める機会を設ける。

第4条（トライアル運営の実施）

1. 令和7年度の PTA 運営において、以下の事項について試験的に運用を行う。
 - ・サポーター登録制度の導入
 - ・委員会制の見直し（廃止を含む）

・本部役員の増員

2. 上記の試験的運用の詳細は、運営委員会で検討・承認を行い、学校関係者及び保護者へ周知する。

第5条（フィードバックおよび見直し）

1. トライアル運営の実施状況について、定期的に運営委員会で検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

2. 令和7年度末に、トライアル運営の成果をまとめ、次年度以降のPTA運営方針について総会で報告および議論を行う。

第6条（本条項の有効期限）

本条項の適用は、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の期間に限り有効とし、令和8年度以降の運営については、運営委員会および総会の決定に従うものとする。

個人情報取扱細則

第1条 目的

吹田市立佐竹台小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を計るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員・委員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報の管理者は、本会会長とする。

第4条 取扱者

本会における個人情報の取扱者は、本会本部役員、各委員とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条 利用

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 役員名簿、委員名簿、委員履歴名簿の作成
- (3) PTA活動に関する業務

第8条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 管理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 保管及び持出し等

個人情報、個人情報データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。原則持ち出し禁止とするが、やむを得ず、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第11条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第12条 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

第13条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 14 条 情報開示等

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 15 条 漏えい時等の対応

個人情報を漏えい（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第 16 条 研修

本会本部役員・委員に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第 17 条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 18 条 細則の変更

改定に際しては、規約第 29 条及び第 30 条の定めに従う。

付 則

細則の発行 この細則は令和 2 年 2 月 20 日から施行する。